

# 持続可能性・合法性のある木材利用及びESG対策促進支援事業

【令和2年度予算概算決定額 76（76）百万円】

## <対策のポイント>

国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、①熱帯木材生産国における合法木材等の流通体制構築に向けた実証的な取組等の支援や、②生産国、加工貿易国における木材の合法性確認システムの評価とその情報を提供することにより、合法性木材の利用を促進し、SDGs目標の達成や企業のESG対策に貢献します。

## <政策目標>

ITTO加盟国のうちの10箇所以上において、合法木材等の流通体制構築に関連する具体的な取組（能力開発、制度改善、評価制度の導入等）が実施され、我が国において「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく登録木材関連事業者の増加（令和8年度まで）

## <事業の内容>

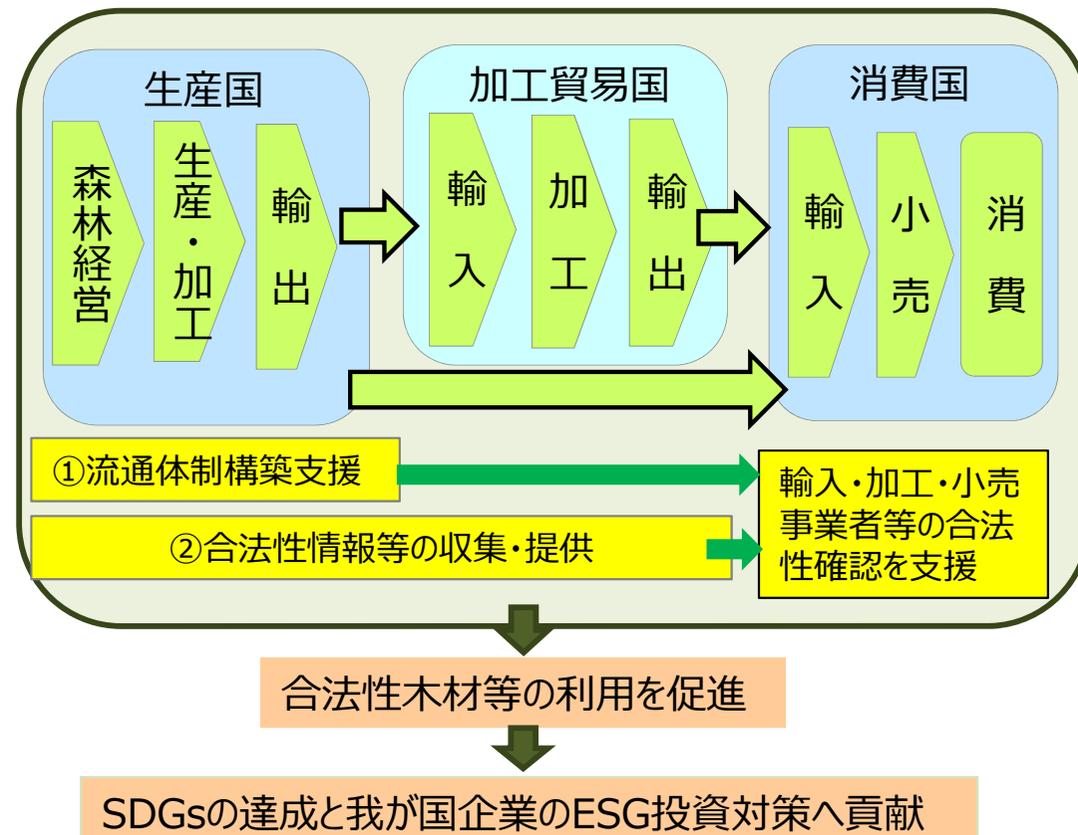
### 1. 背景・課題

- ① 違法伐採問題により、木材生産国における森林の減少・劣化、森林生態系の破壊等をもたらすばかりでなく、木材生産国の政府収入の損失、木材市場の歪曲など様々な問題を引き起こしていると言われています。
- ② 我が国で平成29年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」が施行され、我が国の木材関連企業にとって、生産国等における木材の合法性の確認が課題となっています。
- ③ 一方、環境・社会・企業統治に配慮している企業を重視・選別して行うESG投資は世界全体の投資額の約26%を占めており、この投資を呼び込むためには、SDGs目標達成への取組等を通じた環境等への配慮が求められています。
- ④ 生産国での合法木材等の流通体制構築の支援や生産国・加工貿易国での合法性情報の評価と企業への提供が求められています。

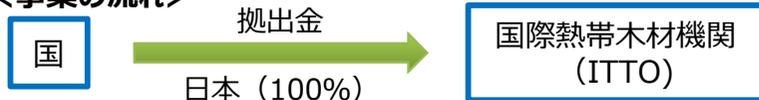
### 2. 事業の内容

- ① **合法木材等の流通体制構築に向けた実証的な取組等の支援 62(76)百万円**  
木材生産国等における合法木材等の流通体制構築に係る合法性等の情報伝達等の実証的な取組支援、能力開発、合法伐採木材の重要性の認知向上等を支援します。
- ② **木材の合法性確認システムの評価とその情報提供15(-)百万円**  
木材生産国、木材加工貿易国の合法性確認システムの評価と企業への情報提供を支援します。

## <事業イメージ>



## <事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (1) 大臣官房海外投資・協カグループ (03-3502-5913)  
(2) 林野庁木材利用課 (03-3502-8063)